

道の駅「石神の丘」 事業継続計画（BCP）



令和7年2月

岩手県岩手町

(株)岩手町ふるさと振興公社

目次

1	はじめに	1
1-1	目的・趣旨	2
1-2	対象とする組織	2
1-3	本計画の位置づけ	2
1-4	災害発生時の基本方針	3
2	運用体制	4
2-1	災害時の運営管理体制	4
2-2	災害時の連絡フロー	6
2-3	道の駅内における指揮系統	7
2-4	災害協定一覧	8
3	基本的な考え方	10
3-1	大規模災害時の重要業務	10
3-1-1	重要業務の抽出	10
3-1-2	避難行動計画	12
3-2	必要資源の現状把握	13
3-2-1	参集可能人員	13
3-2-2	ライフライン	14
3-2-3	災害時備蓄一覧	15
4	危険事象・被害状況の想定	16
4-1	想定される危険事象	16
4-2	危険事象における被害想定	16
4-3	ライフライン・インフラ等の被害想定	18
5	重要業務の行動計画	19
5-1	重要業務の実施フロー	19
5-2	重要業務のタイムライン	20
5-3	重要業務の行動計画	23
5-3-1	道の駅BCP発動の判断	24
5-3-2	安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	25
5-3-3	雪害等の一時待避場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布	31
5-3-4	利用者や関係機関等への情報発信・共有	34
5-3-5	緊急活動スペースの点検・確保	37
5-3-6	食料品・生活必需品の早期販売再開	38
5-3-7	感染症の予防や拡大防止対策	40
6	持続的な改善に向けた取組	41
6-1	定期訓練	41
6-2	災害発生に備えた平常時の実施項目	42
6-3	BCPの定期的な見直し	42
6-4	その他	42
7	巻末資料	43

1 はじめに

道の駅では、災害発生直後において、一般利用者の安全を確保するための初動の対応が求められる。また、発災後は一定期間、一時避難者が道の駅に滞留することが想定されるため、そうした避難者に対して防災設備・備蓄などの提供・活用が必要となる。

本計画は、道の駅「石神の丘」が災害発生時においても、所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮されることを目的とする事業継続計画（ Business Continuity Plan ）である。

道の駅「石神の丘」の管理運営者である(株)岩手町ふるさと振興公社、設置者である岩手町、道路管理者である国土交通省岩手河川国道事務所（交通対策課、二戸国道維持出張所）は災害発生時において、本計画に基づき関係機関と連携して業務を実施するとともに、定期的に防災訓練の場を設けるものとする。

1-1 目的・趣旨

道の駅BCPは、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能の低下を最小限にとどめながら、住民及び来訪者の生命、生活を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民及び来訪者の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

1-2 対象とする組織

災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理運営者である(株)岩手町ふるさと振興公社及び設置者である岩手町、道路管理者である国土交通省岩手河川国道事務所（交通対策課、二戸国道維持出張所）とする。

また、当道の駅は町の地域防災計画において以下の通り位置づけられていることから、各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。

【岩手町地域防災計画での道の駅「石神の丘」の位置づけ】

- 災害発生後の応援・受援活動及び復旧・復興活動を行う際の輸送拠点。
- 災害発生により一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等の緊急避難場所。
- 道の駅付近の各種交通基盤や車両等の滞留スペースを活用し、救援物資の中継・分配・受入れを行う物資集積拠点（石神の丘美術館含）。

1-3 本計画の位置づけ

地域防災計画は、自然災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、町、関係機関、地域、住民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅BCPは、大規模災害の発生により、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

表1 地域防災計画と道の駅 BCP の関係

項目		地域防災計画	道の駅 BCP
計画の趣旨		地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
実施主体		町、公共機関、住民等	町、(株)岩手町ふるさと振興公社、国土交通省岩手河川国道事務所（交通対策課、二戸国道維持出張所）
施設の被災		岩手町災害時業務継続計画（以下「町 BCP」）において想定	職員、施設等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提として計画を策定
対象業務	災害予防	対象とする	対象とする
	災害応急対策	対象とする	対象とする
	災害復旧	対象とする	対象としない
	優先度の高い通常業務	町 BCP により想定対象	対象とする
各業務の優先度		町 BCP により想定対象	非常時に行わなければならない業務毎の優先順位を定める。

1-4 災害発生時の基本方針

道の駅「石神の丘」は、町の地域防災計画において、1-2 に示したような機能を発揮する施設として位置づけられている。

これらを踏まえ、災害発生時に道の駅「石神の丘」が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

【道の駅「石神の丘」BCP における基本方針】

- 生命の安全確保を最優先とする。
- 防災拠点としての機能を円滑に開始できるように準備を整える。
- 大規模災害等発生時、迅速かつ円滑に緊急避難場所として開始できるための準備を整える。
- 大規模災害発生後、食料品等の早期販売再開ができるように準備を整える。

なお、災害によって道の駅が被災またはその恐れがあることを確認した場合、道の駅 BCP を発動せず、道の駅からの迅速な避難を目的として基本方針を以下のとおり規定する。

【道の駅「石神の丘」BCP における基本方針】

- 大規模災害発生時、当道の駅が被災する恐れがあると確認された場合、従業員や来訪者を別の避難所に速やかに誘導できるように準備を整える。

2 運用体制

2-1 災害時の運営管理体制

災害時での、道の駅「石神の丘」におけるBCPの運用は下記の体制を構築する。

「道の駅」管理運営者である(株)岩手町ふるさと振興公社及び設置者である岩手町を中心とした運営管理体制とし、災害発生時の初動対応を行う。そのほか道路管理者である国土交通省岩手河川国道事務所（交通対策課、二戸国道維持出張所）、関係機関（消防・警察・病院、社会インフラ機関、取引会社等）で体制を構築して運用する。（連絡先一覧は、様式6に記載する。）

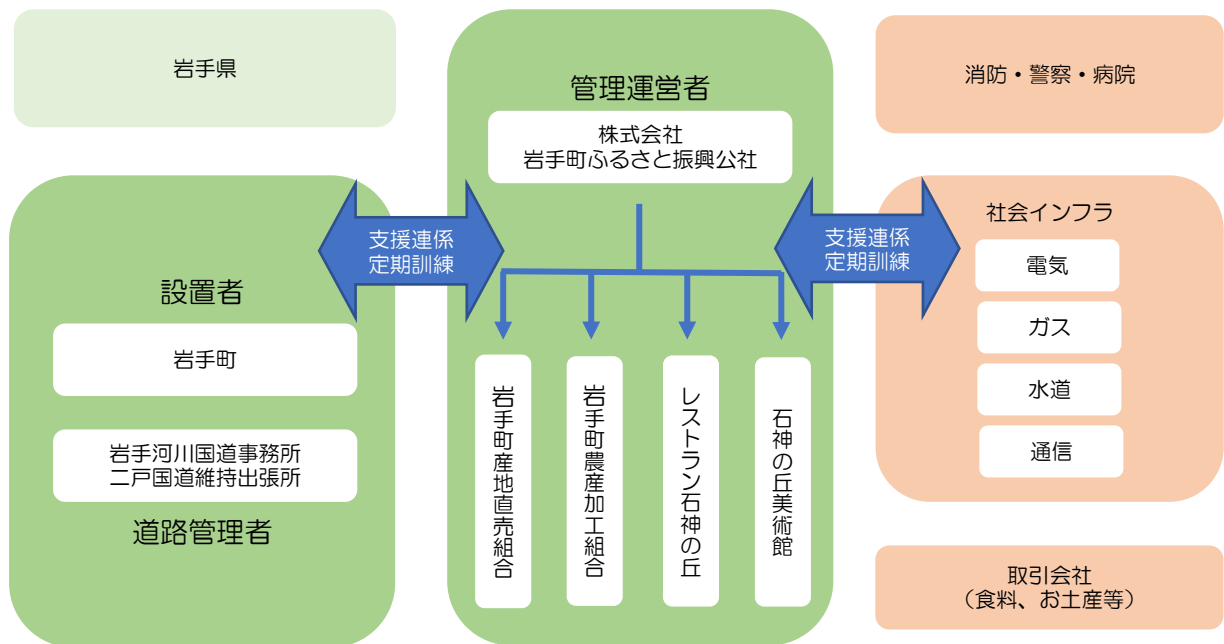


図1 災害時の運営管理体制

表2 道の駅 BCP 運用に向けた関係者の主な役割

主体	主な役割
「道の駅」 管理運営者	発災時に、早急に岩手町と連絡を取りながら災害時の初動対応を行う。本計画における行動計画に基づき重要業務を遂行する。
「道の駅」設置者 道路管理者	「道の駅」管理運営者と行動連携が図れるように、作成された行動計画に基づき重要業務について遂行する。 あわせて、情報伝達や資機材の運用が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
消防・警察・病院	「道の駅」管理運営者と支援連携が図れるよう、防災訓練などを定期的に行う。 あわせて、情報伝達が円滑となるよう連絡網の整備を整備し定期的に更新する。
電気・ガス・水道・通信 等のインフラ組織	情報伝達が円滑となるよう連絡網の整備を整備し定期的に更新する。
取引会社	発災時の商品確保に関して円滑となるよう対策に努める。

2-2 災害時の連絡フロー

災害時には、下記の連絡フローに従って、関係者間の円滑な情報伝達を図る。関係者連絡先一覧は、別途資料様式6に記載する。

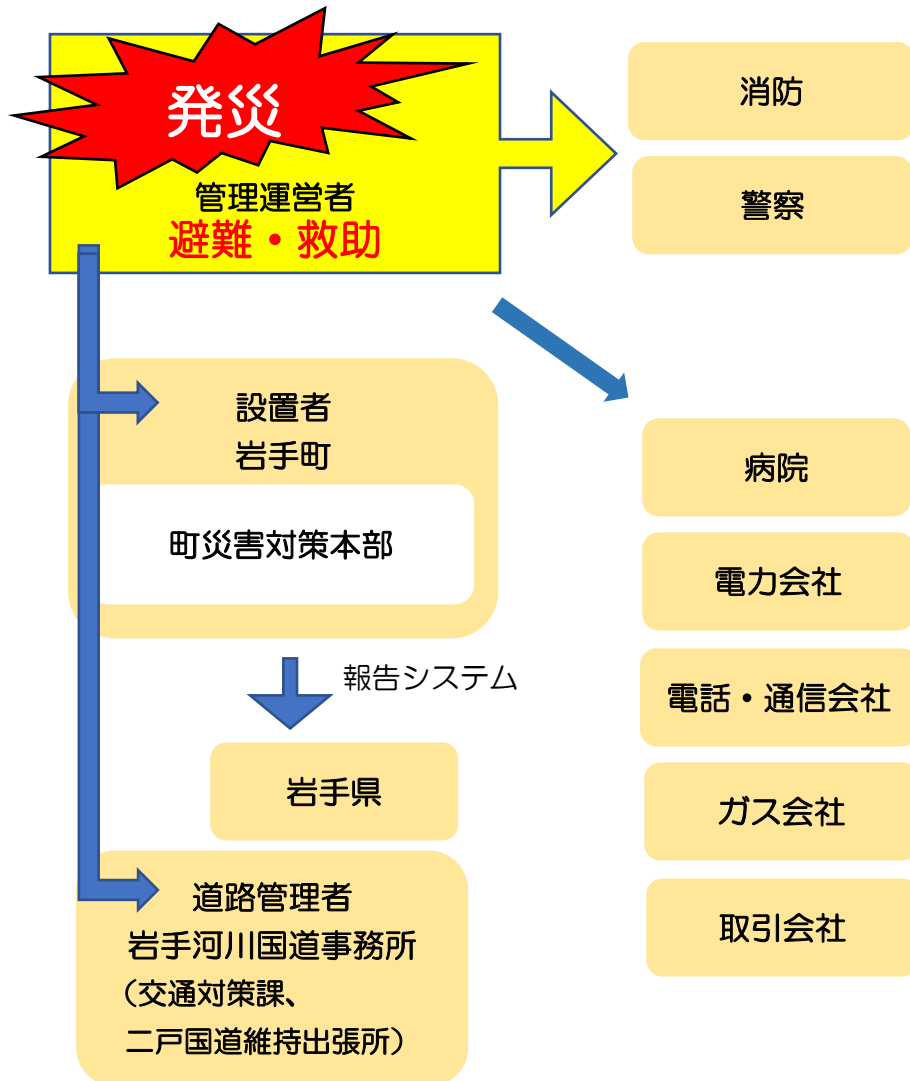


図2 災害時の連絡フロー

2-3 道の駅内における指揮系統

災害発生時、道の駅内では重要業務の行動計画を実施する上で、部門を跨いだ優先順位等の合意形成が必要となる場合があることから、道の駅運営者内で統括を図る指示系統を明確にする必要がある。

道の駅設置者である岩手町については、災害発生時、地域防災計画に基づいて岩手町災害対策本部が設置され、岩手町企画商工課を通じて道の駅「石神の丘」の災害対応に関する指示・報告を行う。

道の駅「石神の丘」については、道の駅管理運営者である㈱岩手町ふるさと振興公社が現場統括となり、災害対策本部と連携を取りながら、勤務スタッフと道の駅内における災害対応を行う。

ただし、災害発生により、人的被害状況の確認や救助活動等の早急な対応が求められる場合においては、災害対策本部の設置を待たず、現場統括である道の駅管理運営者がBCPを発動出来るものとする。

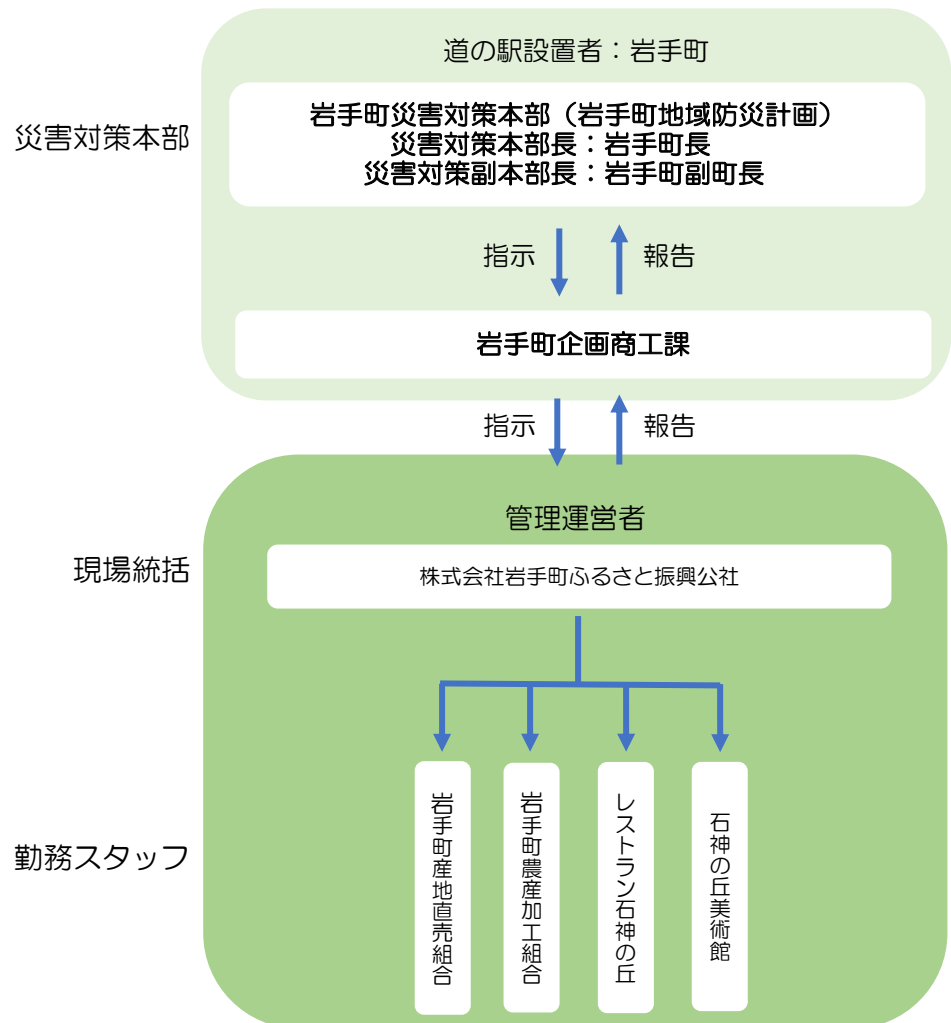


図3 道の駅内における指揮系統

2-4 災害協定一覧

道の駅「石神の丘」に関する災害協定等の締結状況を以下に示す。

表3 道の駅「石神の丘」に関する災害協定の締結状況

区分	協定締結日	協定名称	相手方	協定内容
(行政機関)				
消防防災	H8.10.1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	岩手県内市町村、消防組合	情報、物資、車両、人員、被災者保護等
消防防災	H8.10.7	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	岩手県内市町村、消防団	情報、物資、車両、人員、被災者保護等
行政機関	H22.3.9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	情報提供、リエゾン（現地情報連絡員）派遣
物資等供給	H25.4.10	災害等緊急時の相互応援給水に関する協定	盛岡市	応援給水
情報共有	R元.11.11	道の駅「石神の丘」の防災利用及び相互協力に関する協定	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	情報提供、道の駅施設の防災利用
物資等供給	R2.12.11	盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、滝沢市、紫波町、矢巾町	備蓄物資の情報と資料の相互交換及び備蓄物資の相互融通
(公共的団体・民間)				
情報共有	H10.11.4	岩手町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社	被災者の避難先情報等の相互提供、高齢者や子ども等の見守り活動、不法投棄の廃棄物等の情報提供
建築土木	H20.9.16	災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社	情報提供、優先復旧、リエゾン派遣、電動車対応、倒木の整理及び道路啓開
建築土木	H24.7.18	災害時における水道施設の復旧応援に関する協定	岩手県管工事業協同組合連合会	応援給水及び応援復旧に必要な人員の派遣、車両、資機材及び物資の提供
物資等供給	H26.10.8	災害時における飲料の確保に関する協定	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	飲料の確保
消防防災	H26.11.10	災害時における避難行動要支援者の避難支援の協力に関する協定	あんずの里、ケアホーム川口、ラベンダー	避難行動要支援者の避難支援
建築土木	H27.2.19	災害時における岩手県の下水道管路施設の復旧応援に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	被災状況の調査、応急復旧のために必要な業務
物資等供給	H29.4.1	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定	岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	プロパンガス、資機材等の提供等
事業協力	H29.8.1	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	岩手県産業資源循環協会	産業廃棄物処理
物資等供給	H30.8.28	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	水、災害用資機材
物資等供給	R元.12.25	災害時における電動車両等の支援に関する協定	岩手三菱自動車工業株式会社、三菱自動車工業株式会社	停電地域の電力供給のための電動車両の無償支援
情報共有	R2.10.19	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	自然災害に備え、町が町民に対して必要な情報を迅速に提供するための協力

区分	協定締結日	協定名称	相手方	協定内容
建築土木	R2.12.17	災害時における災害対策に関する相互協力連携協定	日本ムービングハウス協会	ムービングハウスを用いた応急仮設住宅若しくは災害公営住宅の供与・備蓄を行う
物資等供給	R4.3.15	災害時における電動車両等の貸与に関する協定	岩手県、一般財団法人日本自動車販売協会岩手県支部	県内において災害が発生した場合に電力供給を行うための電動車両貸与等の協力
事業協力	R4.6.1	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人岩手町社会福祉協議会	ボランティア活動を円滑に行うため町と協議会の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定める。
輸送	R4.7.20	災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定	岩手県、一般財団法人日本カーシェアリング協会、岩手県中古車自動車販売協会、岩手県中古車自動車販売商工組合	災害が発生した場合に県内の被災者等の円滑な移動の手段の確保
物資等供給	R6.3.28	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ダスキン盛岡	災害が発生した場合のレンタル機材の優先調達

3 基本的な考え方

3-1 大規模災害時の重要業務

3-1-1 重要業務の抽出

大規模災害発生時の道の駅「石神の丘」における重要業務を、以下のとおり規定する。

①道の駅 BCP 発動の判断により、道の駅が被災しないと判断された場合、道の駅 BCP を発動し、②～⑦の重要業務を実施する。

- ①道の駅 BCP 発動の判断
- ②安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動
- ③雪害等の一時待避場所の開設準備、誘導、受入れ、災害用備蓄の搬出・配布
- ④利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ⑤緊急活動スペースの確保
- ⑥食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑦感染症の予防や拡大防止対策

重要業務の内容一覧について、次頁に示す。

表4 道の駅「石神の丘」の重要業務一覧

重要業務	業務の概要	基本的な考え方
①道の駅 BCP 発動の判断	1-1.道の駅BCP発動の判断	地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認し、道の駅BCPを発動するかどうかについて判断。
②安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	2-1.来訪者・従業員の安否確認	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて勤務スタッフの安否を確認。
	2-2.負傷者の救助・救援	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施。救急を要する場合、速やかに救急救援を要請。
	2-3.建物・設備の被災状況の確認	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検を実施。
	2-4.消火活動（施設内で火災が発生した場合のみ）	迅速な初期消火により延焼を防止、119 番通報。
	2-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧。
	2-6.非常用発電機の起動	待避場所を維持するための電源確保。
③雪害等の一時待避場所の開設準備、誘導、受入れ、災害用備蓄の搬出・配布	3-1.待避場所の開設準備	地方自治体の地域防災計画で雪害等の一時待避場所等に位置づけられている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設を準備。
	3-2.待避場所への誘導	来訪者・従業員を速やかに待避場所に誘導。
	3-3.災害用備蓄の搬出・避難者への配布	来訪者への食料、飲料水等の配布（バンダー自販機の活用）。
④利用者や関係機関等への情報発信・共有	4-1.情報収集	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆Wi-Fiの解放。
	4-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報発信・共有。
	4-3.関係各所への情報発信・共有（道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告）	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請。
⑤緊急活動スペースの確保	5-1.緊急活動スペースの確保	発災後に道路利用者や観光客が避難してくるほか、近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペースを点検・確保。
⑥食料品等の早期販売再開	6-1.食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築	二次被害の防止（建物・設備の被災状況の確認）結果を踏まえて、現場統括と災害対策本部間で連携を図り、サービスの早期復旧を行う体制を構築。
	6-2.建物・設備の修理手配	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡。道路管理者や保険会社へ被災状況を連絡。
⑦感染症の予防や拡大防止対策	7-1.感染症の予防や拡大防止対策	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底。感染疑い者発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施。

3-1-2 避難行動計画

①道の駅BCP発動の判断により、道の駅が被災すると判断された場合、道の駅BCPは発動せずに、以下の避難行動計画を実施する。

表5 道の駅「石神の丘」の避難行動計画

避難行動計画	避難行動計画の概要	基本的な考え方
道の駅からの避難行動計画	道の駅被災時における他の避難所への誘導	道の駅をくまなく点検し、勤務スタッフ・来訪者の安否を確認。他の安全な避難所に勤務スタッフ・来訪者を速やかに誘導

3-2 必要資源の現状把握

大規模災害発生時の重要業務に関わる道の駅「石神の丘」の現状は以下のとおりである。

3-2-1 参集可能人員

災害発生時の各時間帯における参集可能人員について下記に示す。

(1) 営業時間内（9：00～18：00）

表6 参集可能人員（営業時間）

担当	勤務エリア	通常 勤務	発災後 1時間	発災後 3時間	発災後 6時間	発災後 12時間
岩手町ふるさと 振興公社	事務室	3	4	4	5	6
	産直施設	5	6	7	10	10
	道路情報休憩施設	1	1	1	2	2
	レストラン石神の丘	6	8	9	11	12
農産加工組合	加工施設	5	5	7	8	9
石神の丘美術館	石神の丘美術館	2	3	3	3	4
合 計		22	27	31	39	43

(2) 営業時間外（18：00～9：00）

表7 参集可能人員（営業時間外）

担当	勤務エリア	通常 勤務	発災後 1時間	発災後 3時間	発災後 6時間	発災後 12時間
岩手町ふるさと 振興公社	事務室		1	1	2	3
	産直施設		1	2	5	5
	道路情報休憩施設		0	0	1	1
	レストラン石神の丘		2	3	5	6
農産加工組合	加工施設		0	2	3	4
石神の丘美術館	石神の丘美術館		1	1	1	2
合 計			5	9	17	21

【参考・距離別職員参集予測時間】

参集時間	参集可能距離に居住する職員
1時間以内	徒歩で 1.5km
3時間以内	徒歩で 7.5km
6時間以内	徒歩で 16.5km
12時間以内	20km 未満に居住する職員
参集不可	20km 以上に居住する職員

※算定方法：発災直後は徒歩が主な移動手段となるため 20km を限界参集可能距離とし、速度は 3km/h、参集開始時間を発災 30 分後として道の駅までの到達時間を推定。

3-2-2 ライフライン

道の駅「石神の丘」におけるライフラインの現状について下記に示す。

表8 ライフライン一覧

ライフライン	耐震化	バックアップ	備蓄量	備蓄場所	備考
電力	○	発電施設	1台	発電施設棟	
	-	発電機	1台	倉庫	YAMAHA 製 EF2500i
ガス	-	ガスタンク	1基	レストラン	-
通信	-	衛星携帯電話	1台	事務室内	ワイドスターⅡ
	-	非常用電話	1台	道路情報休憩施設	NTT 東日本

3-2-3 災害時備蓄一覧

道の駅「石神の丘」における災害時の備蓄資材の現状について下記に示す。

表9 災害時備蓄一覧

保管No.	品名	規格	数量	単位	保管場所	備考
1	簡単テント (タープ)	3m×6m	4	張	倉庫	イベント用
2	簡単テント (タープ)	3m×3m	4	張	倉庫	イベント用
3	カラーコーン		20	個	倉庫	白・赤
4	掲示板	木枠ボード	1	台	バックヤード	
5	発電機	2500w	1	台	倉庫	役場備品
6	投光器	2灯式	1	台	倉庫	役場備品
7	延長コード	10m	1	巻	倉庫	役場備品
8	ウェイト	10kg	20	個	戶外広場	鉄・石
9	脚立	1.5m、2m	2	台	バックヤード	
10	脚立	4m	1	台	美術館	
11	ポリタンク	18ℓ	4	本	トイレ棟	灯油用
12	携行缶	10ℓ	1	個	倉庫	ガソリン用
13	トレットマップ	100冊入	1	箱	道路情報	ローリングストック
14	軽量テーブル		20	台	道路情報	中用・外用
15	軽量イス		20脚		道路情報	

4 危険事象・被害状況の想定

4-1 想定される危険事象

本計画においては、次のような災害を想定している。重要業務については、雪害や地震等を想定して行動計画の設定を行う。

表 10 想定する災害と災害別の道の駅・職員及び来訪者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		来訪者 被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
洪水・土砂崩れ	施設被害、倒壊、停電、断水等	負傷者の発生	負傷者の発生 沿道の通行止
地震	施設落下、倒壊、停電、断水等	負傷者の発生	負傷者の発生 沿道の通行止
林野火災	施設延焼	負傷者の発生	負傷者の発生 沿道の通行止
雪害	停電、断水	被害なし	沿道の通行止、立ち往生

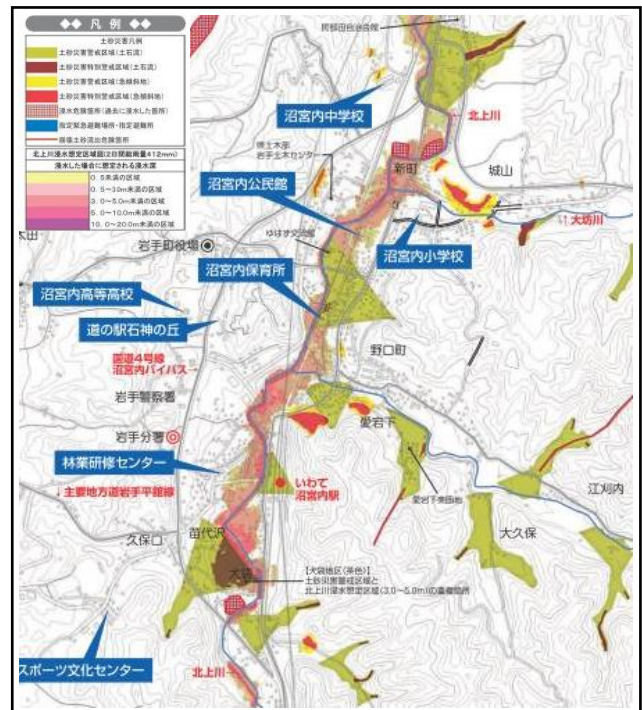
4-2 危険事象における被害想定

(1) 洪水・土砂崩れの想定

道の駅「石神の丘」に隣接する幹線道路である国道4号は過去20年間において、大雨による冠水により2回通行止めとなっている。このことから、国道4号が通行止めとなった際に、一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等に対する一時避難場所としての活用が求められている。

また、隣接する石神の丘美術館は屋外展示場を有し、その大部分が山林となっていることから局地的な豪雨による法面崩落等の災害発生が考えられる。このため気象警報発令時は屋外展示場の入館停止を行っている。

岩手県ハザードマップより抜粋



(2) 地震の想定

岩手県内では、気象庁で観測値が残る 1919 年以降の 106 年間に於いて、震度 5 弱を超える地震は 38 回観測されており、本町における地震による災害（以下、「震災」という）は、比較的少なく、昭和 43 年の十勝沖地震による建物被害が主なものとなっている。

本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

表 11 被害予測モデル別の被害想定

被害予測モデル	日本海溝モデル	千島海溝モデル	東北地方太平洋沖地震
岩手町最大震度	5 強	4	5 強
岩手町曝露人口	12334 人	0 人	12334 人
揺れによる建物被害	5 棟未満	-	5 棟未満
液状化被害に伴う建物被害	全壊棟数：5 棟未満 全半壊棟数：50 棟	-	全壊棟数：10 棟 全半壊棟数：60 棟
ブロック塀・自動販売機 倒壊予測	ブロック：20 箇所 自販機：5 台未満	-	ブロック：30 箇所 自販機：5 台未満
屋外落下物被害予測	5 箇所未満	-	5 箇所未満
人的被害	死者・負傷者・重傷者 5 名未満	-	死者・負傷者・重傷者 5 名未満
建物被害による要救助者	5 件未満	-	5 件未満
火災に伴う人的被害	死者・負傷者・重傷者 5 名未満	-	死者・負傷者・重傷者 5 名未満
ブロック塀・自動販売機 倒壊に伴う人的被害	死者・負傷者・重傷者 5 名未満	-	死者・負傷者・重傷者 5 名未満
屋外落下物に伴う人的被害	死者・負傷者・重傷者 5 名未満	-	-
屋内落下物に伴う人的被害	死者・負傷者・重傷者 5 名未満	-	死者・負傷者・重傷者 5 名未満
停電影響人口	最大 3000 人	-	最大 2800 人
通信支障人口	最大 1200 人	-	最大 1100 人
避難者数予測	最大 50 人	-	最大 40 人
食料需要数	最大 80 食/回	-	最大 70 食/回
飲料水需要量	最大 1100 ℓ/日	-	最大 840 ℓ/日
毛布需要量	50 枚	-	40 枚
育児用調整粉乳需要量	20 g/食・人	-	20 g/食・人
乳児・幼児用おむつ需要量	5 枚	-	5 枚
大人用おむつ需要量	5 枚	-	5 枚
要配慮者避難者数予測	最大 10 名	-	最大 10 名

※岩手県地震・津波被害想定調査報告書より予測数があるものを抜粋

(3) 林野火災の想定

岩手町内では平成 26 年 5 月の大規模林野火災以降、過去 10 年間大規模な林野火災の発生はないものの、小規模な原野火災が散発的に発生している。

道の駅「石神の丘」に隣接する石神の丘美術館では、山林を含む約 14ha の屋外展示場を有しており、自衛防災組織を設けて避難訓練等を実施している。

(4) 雪害の想定

道の駅「石神の丘」に隣接する幹線道路である国道 4 号は、令和 5 年に雪害により滝沢市から岩手町において通行止めを行い、集中除雪を行っている。近年増加する集中豪雪に起因する幹線道路の立ち往生、並びにこれを防ぐための予防的通行止めと集中除雪の実施により国道 4 号が通行止めとなった際に、一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等に対する一時避難場所としての活用が求められている。

4-3 ライフライン・インフラ等の被害想定

ライフライン、インフラ等が中断される想定期間を下記に示す。

表 12 ライフライン・インフラ等中断の想定期間

電力	水道	ガス	通信
3日間	3日間	3日間	3日間

5 重要業務の行動計画

5-1 重要業務の実施フロー

重要業務の実施フローを、以下に示す。災害が発生し、重要業務①道の駅 BCP 発動の判断より、道の駅が被災しないと判断された場合は、道の駅 BCP を発動し、道の駅石神の丘災害対策本部を立上げ、重要業務②～⑦を実施する。道の駅が被災すると判断された場合は、道の駅 BCP は発動させず、道の駅からの避難行動計画を実施し、勤務スタッフ・来訪者の安否を確認後、他の安全な避難所に勤務スタッフ・来訪者を速やかに誘導する。

なお、「来訪者・従業員の安否確認」や「負傷者の救助・救護」、「消火活動」など、災害発生直後の早急な対応が求められる重要業務については、災害対策本部の立上げを待たず、現場統括の判断により、BCPを発動できるものとする。



図4 重要業務・避難行動計画の実施フロー

※道の駅が被災し避難行動が実行された後も、安全が担保された段階で地域の復旧・復興等に必要緊急活動スペースとしての機能・役割を発揮させる。

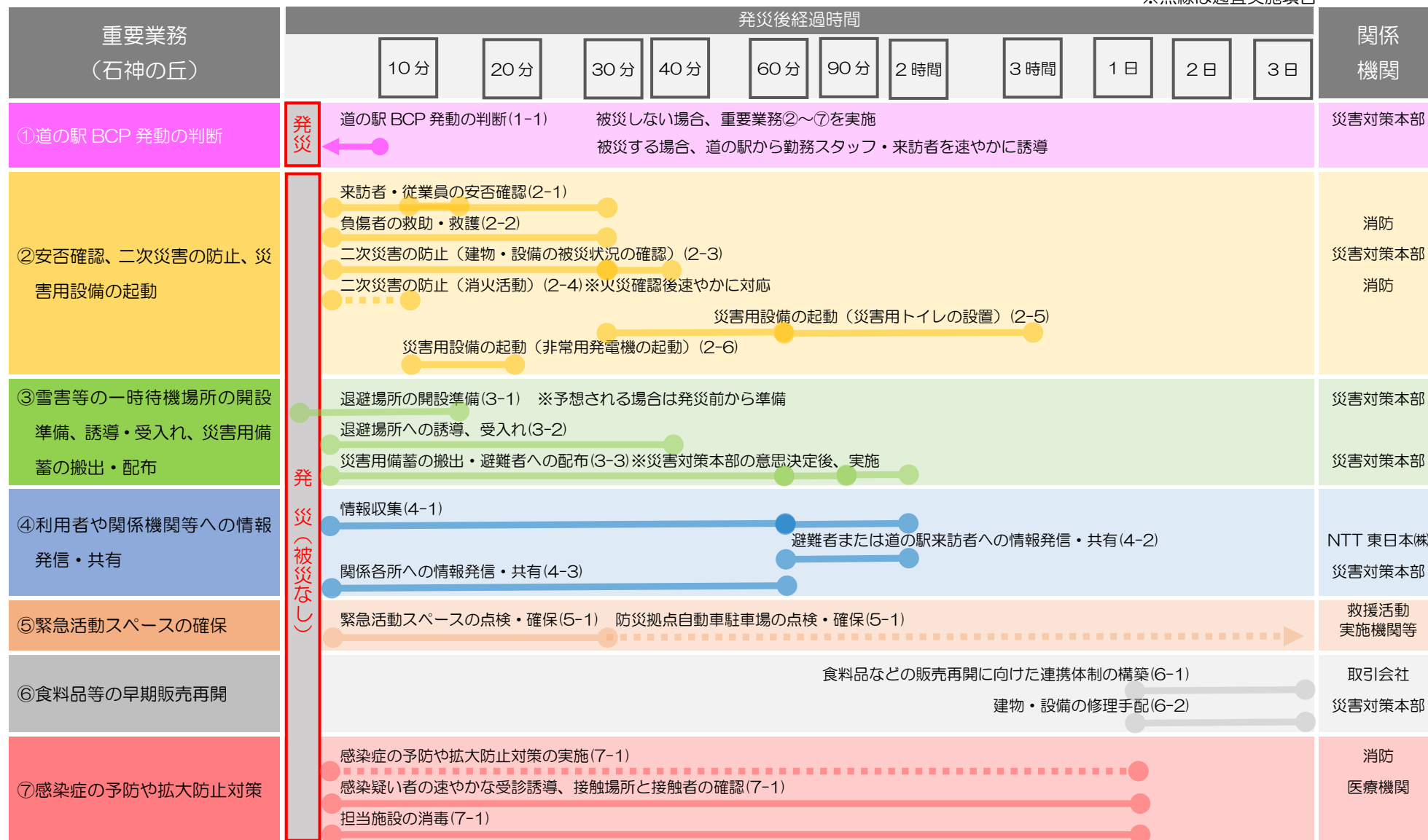
5-2 重要業務のタイムライン

重要業務のタイムラインを次頁以降に示す。

本タイムラインに沿って、発災時に重要業務を迅速・円滑に遂行できるように、平常時に定期的な防災訓練、防災資機材のメンテナンス、夏期冬期における倉庫内の資機材の入れ替え等を行う（6章に詳述）。

道の駅「石神の丘」BCP

※点線は適宜実施項目



関係機関		発災後経過時間										
		10分	20分	30分	40分	60分	90分	2時間	3時間	1日	2日	3日
道の駅「石神の丘」	勤務スタッフ	従業員の安全相互確認、施設内を巡回し、人的被害状況を確認（2-1） 軽傷者の応急措置/重傷者・救急の通報（2-2） 施設内を巡回し、建物・設備の被災状況を確認（2-3） 消火活動・119番通報（2-4） 施設の被害状況を情報集約し、初期被害チェックリスト（様式5）を作成・現場統括へ提出（2-1/2-2/2-3/2-4） 待避場所の開設・誘導・現場統括へ報告（3-1/3-2） 担当施設の消毒・感染者の調査・報告（7-1）										
	現場統括	災害対策本部に人的被害状況を報告（2-1） 建物・設備の被災状況を災害対策本部に報告（2-3） 停電状況を確認（2-6） 待避場所の開設・誘導を指示（3-1/3-2） 初期被害チェックリスト（様式-5）を基に施設内の道の駅来訪者に提供すべき情報を集約（4-1） 関係各所に連絡し、応援を要請（4-3） 食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築（6-1） 感染予防・拡大防止対策の検討・指示/保健所への連絡、救急救助要請（7-1） 重要業務担当人員の人選（2-5/2-6/3-3/4-2/5-1）※備蓄配布人員（3-3）は災害対策本部の意思決定後、人選 緊急活動スペースに関する道の駅利用者からの問い合わせ対応（5-1）										
	重要業務担当人員	災害用トイレ設置人員 災害用トイレの設置（2-5） 発電機起動人員 発電施設を起動（2-6） 備品配布人員 売店、自販機より食料・飲料水を搬出・配布（3-3） 情報発信人員 避難者・来訪者に情報発信・共有/避難者・来訪者の意見・要望を集約し報告（4-2） スペース確保人員 緊急活動スペースの確認・確保（5-1）										
	災害対策本部	道の駅BCP発動の判断（1-1） 道の駅の被害状況を二戸国道維持出張所・岩手県に報告（2-3/4-3） 防災資機材の使用許可を二戸国道維持出張所に要請（3-1） 災害用備蓄の無償提供の意思決定・解除手続き（3-3） OOOOJAPANの解放をNTT東日本(Wi-Fiサポートセンター(0120-101-052))に要請（4-1） 食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築（6-1） 建物・設備の修理等手配（6-2）										
	二戸国道維持出張所	被害状況を受けて対応を検討 駐車場・防災拠点自動車駐車場活用について連携・許可（3-1/5-1）										

5-3 重要業務の行動計画

次ページ以降に重要業務ごとの行動計画を示す。発災時には行動計画を確認し、適宜チェックリストなどの巻末資料を活用しながら業務に当たる。次ページ以降に災害発生時における重要業務の行動計画について示す。

5-3-1 道の駅 BCP 発動の判断

発災直後、災害対策本部は、地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認する。被災しないことを確認した上で、道の駅 BCP を発動し、重要業務を実施するように現場統括に指示する。被災すると判断した場合は、直ちに道の駅からの避難行動計画を実施するように現場統括に指示する。

現場統括と勤務スタッフは、災害対策本部からの指示を受け、当道の駅が被災しないと判断された場合は、重要業務 2-1～7-1 を実施し、被災すると判断された場合は、道の駅からの避難行動計画を実施する。

表 13 道の駅 BCP 発動の判断における行動計画

業務名	1-1.道の駅 BCP 発動の判断	
業務の概要	地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認し、道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。	
目標時間	発災後、速やかに道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括・勤務スタッフ
実施内容	【災害対策本部】 ①発災後、速やかに気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認する。 （被災しない場合） ②-1 道の駅 BCP を発動し、重要業務を実施するように現場統括に指示する。 （被災する場合） ②-2 道の駅からの避難行動計画を実施するように現場統括に指示する。	
	【現場統括・勤務スタッフ】 （被災しない場合） ①-1 災害対策本部からの指示を受け、重要業務 2-1～7-1 を実施する。 （被災する場合） ①-2 災害対策本部からの指示を受け、道の駅からの避難行動計画を実施する。	
場所	-	-
関連様式	・災害時の連絡先一覧（様式 6）	
課題	・災害時における災害対策本部と現場統括との連絡手段	
訓練項目	・災害対策本部と現場統括との情報伝達訓練	

5-3-2 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

(1) 来訪者・従業員の安否確認

災害発生後、営業時間内の場合は 勤務スタッフが安全確認を実施し、夜間等営業時間外の場合は、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて安否確認を行う。

勤務スタッフは、相互に安否確認を行い、施設内を巡回し、来訪者の安全等、人的被害状況を確認する。その後、人的被害状況を「初期被害チェックリスト（様式5）」に記入し、現場統括に提出する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト（様式5）」をもとに災害対策本部へ人的被害状況を報告する。

また、避難者の受入れ態勢の確保に向けた必要な人員を調整するため、来訪者・従業員の安否確認終了後、速やかに非出勤者の安否を確認する。

表 14 来訪者・従業員の安否確認における行動計画

業務名	2-1.来訪者・従業員の安否確認	
業務の概要	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて勤務スタッフの安否を確認。	
目標時間	発災後、速やかに開始し、 ①安全確認を発災後 10 分以内に実施、15 分以内に現場統括へ報告。 （石神の丘美術館については 30 分以内に現場統括へ報告） ②現場統括が関係各所への連絡を発災後 30 分以内に完了。	
責任者 実施体制	勤務スタッフ	現場統括
実施内容	【勤務スタッフ】 ①発災直後、勤務スタッフ間で安全の相互確認を行う。 ②勤務スタッフは、施設内の巡回し、10 分以内に安全確認を行う。 「誰かいませんか？」等の声掛けを行うとともに、勤務スタッフが施設内の避難・負傷者状況の把握を行う。 ③ 発災後 15 分以内（石神の丘美術館については 30 分以内）に、施設内の人的被害状況を、初期被害チェックリスト（様式 5）に記入し、現場統括に提出する。 【現場統括】 ① 発災後 30 分以内に初期被害チェックリスト様式 5）の人的被害状況に関する情報を重要業務 2-2 の結果と合わせて災害対策本部へ報告する。	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体（産直施設・レストラン・加工施設・休憩施設・駐車場・石神の丘美術館等） （様式 2 を参考に道の駅範囲内の全エリアを順回）
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員緊急時連絡網（様式 1） ・各部門担当エリア図（様式 2） ・初期 被害チェックリスト（様式 5） 	
課題	-	
訓練項目		

(2) 負傷者の救助・救護

勤務スタッフは、来訪者・従業員の安否確認を行った際に、負傷者を発見した場合は症状に応じて速やかに対応する。軽症者を発見した場合は速やかに応急処置を実施する。中傷者や重傷者の場合は、救急に通報するとともに、負傷者を安全な場所に移動させる。負傷者の移動で人員が不足の場合は、勤務スタッフ・現場統括の応援要請や来訪者の協力を仰ぐこととする。上記等の処置結果は、「初期被害チェックリスト（様式5）」に記録し、現場統括に提出する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト（様式5）」をもとに災害対策本部へ人的被害状況を報告する。

表 15 負傷者の救助・救護における行動計画

業務名	2-2.負傷者の救助・救護	
業務の概要	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施。救急を要する場合、速やかに救急救援を要請。	
目標時間	負傷者発見後速やかに開始し、30分以内に完了。	
責任者 実施体制	勤務スタッフ	現場統括
実施内容	<p>【勤務スタッフ】</p> <p>①発災直後、中傷者・重傷者を発見した際、搬送が可能な場合、救護所に搬送し、救急に通報する。</p> <p>②軽症者を発見した際、救護所に誘導し、応急措置を行う。</p> <p>③発災後30分以内に勤務スタッフは、処置結果を初期被害チェックリスト（様式5）に記録し、現場統括へ提出する。</p> <p>【現場統括】</p> <p>①初期被害チェックリスト様式5）の人的被害状況に関する情報を重要業務2-1の結果と合わせて災害対策本部へ報告する。</p>	
場所	医療器具配置箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・AED（1台）：事務室 ・簡易救急セット：事務室 ・担架：事務室
	救護所	状況に応じて救護スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報休憩施設 （屋内が安全の場合は優先的に屋内とする）
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門担当エリア図（様式2） ・初期被害チェックリスト（様式5） ・災害時連絡先一覧（様式6） 	
課題	-	
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所設置 ・救護所備品の管理 	

(3) 二次災害の防止（建物・設備の被災状況の確認）

勤務スタッフは、安全を確保しながら道の駅全体を巡回し、建物・施設の被災状況を目視で確認する。建物・設備の被災状況等については、「初期被害チェックリスト（様式5）」に記入し、現場統括に提出する。施設内における避難場所、救護所の開設可否についても、同様に報告する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト（様式5）」をもとに災害対策本部へ建物・設備の被害状況を報告する。

表 16 建物・設備の被災状況の確認における行動計画

業務名	2-3.建物・設備の被災状況の確認		
業務の概要	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検。		
目標時間	人的被害確認、救急救命対応を優先して実施し、 ①発災後 30 分以内に施設や設備の被災状況を災害対策本部に報告する。 ②発災後 40 分以内に二戸国道維持出張所へ報告を行う。		
責任者 実施体制	勤務スタッフ	現場統括	災害対策本部
実施内容	【勤務スタッフ】 ①「来訪者・従業員の安否確認」の施設内巡回時に、安全を確保しながら、施設や設備、駐車場の被災状況についても目視で確認する。 ※状況に応じて施設内の被災箇所・危険箇所はカラーコーン等で立ち入り制限を明示する。 ②建物・設備の被災状況を初期被害チェックリスト（様式5）に記入し、現場統括に提出する。		
	【現場統括】 ①発災後 30 分以内に初期被害チェックリスト（様式5）の建物・設備の被害状況に関する情報を災害対策本部へ報告する。		
	【災害対策本部】 ①現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況について、発災後 40 分以内に二戸国道維持出張所に報告する。		
場所	勤務スタッフ 被災状況確認エリア	道の駅全体（産直施設・レストラン・加工施設・休憩施設・駐車場・石神の丘美術館等） （様式 2 を参考に道の駅範囲内の全エリアを順回）	
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> 各部門担当エリア図（様式 2） 初期被害チェックリスト（様式 5） 災害時の連絡先一覧（様式 6） 		
課題	-		
訓練項目	・災害対策本部や二戸国道維持出張所との連携、連絡方法を確認		

(4) 二次災害の防止（消火活動）（施設内で火災が発生した場合のみ）

勤務スタッフは、各種設備の被災状況確認時に火災が発見された場合は、直ちに火災箇所から来訪者の避難を指示し、119番へ通報する。消防の到着までの間、状況に応じて消火器による初期消火活動を実施する。消火活動の結果などの状況については、「初期被害チェックリスト（様式5）」に記入し、現場統括に提出する。

表 17 二次災害の防止（消火活動）における行動計画

業務名	2-4.消火活動（施設内で火災が発生した場合のみ）	
業務の概要	迅速な初期消火により延焼を防止、119番通報。	
目標時間	火災発見後、 <u>速やかに開始</u> する。	
責任者 実施体制	勤務スタッフ	
実施内容	<p>【勤務スタッフ】</p> <p>①来訪者に火災箇所から安全な場所への避難を指示する。</p> <p>②速やかに119番通報を行い、可能な場合は消火器または消火栓を用いて初期消火を実施する。</p> <p>③火災発生状況、消火活動結果について、初期被害チェックリスト（様式5）に記入し、現場統括に提出する。</p>	
場所	避難場所	イベント広場、第1駐車場、第2駐車場
	消火器配置箇所	道路情報休憩施設、資材機材室、電気室
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導経路図（様式3） ・消火機材設置箇所図（様式4） ・初期被害チェックリスト（様式5） 	
課題	-	
訓練項目	・消火器の使用方法	

(5) 災害用設備の起動（災害用トイレの設置）

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえて、災害用トイレ設置人員を選定し、トイレ使用環境の復旧を指示する。

災害用トイレ設置人員は、現場統括の指示の下、既存トイレの活用可否について確認する。施設の安全が確認でき、施設内のトイレが活用可能な場合は、断水時に既存のトイレが活用できるように、バケツと水を用意する。施設が倒壊等危険な状態にあり、施設内のトイレが活用出来ない場合は、屋外に災害用トイレを設置する。その後、トイレトイレットペーパー等の備品、夜間使用時の災害用ライトなどの照明器具等の設置・補充を行う。

表 18 災害用設備の起動（災害用トイレの設置）における行動計画

業務名	2-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	
業務の概要	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧。	
目標時間	①発災後、60分以内に災害用トイレ設置人員を選定。 ②発災後、180分以内にトイレ使用環境の復旧完了。	
責任者 実施体制	現場統括	災害用トイレ設置人員 (勤務スタッフから選定)
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、発災後 60 分以内に災害用トイレ設置人員を選定し、災害用トイレの設置を指示する。</p> <p>【災害用トイレ設置人員】</p> <p>①既存トイレの活用可否について確認する。</p> <p>②-1：施設の安全が確認でき、施設内のトイレが活用可能な場合 発災後 180 分以内に、断水時に水が確保できる場合、既存のトイレが活用できるようにバケツを用意する。</p> <p>②-2：施設が危険な状態にあり、施設内のトイレが活用出来ない場合 発災後 180 分以内に、屋外の災害時トイレを設置する。</p> <p>③トイレトイレットペーパー等の備品や照明器具などを設置する。</p>	
場所	災害用トイレ関連 備品格納場所	災害用トイレ・トイレ処理セット・バケツ等：資機 材倉庫
	災害用トイレ設置箇所	第 2 駐車場内浄化槽（浄化槽設置型災害用トイレ）
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用設備配置図（様式 7） ・防災資機材点検記録簿（マニュアル 3） 	
課題	-	
訓練項目	・災害用トイレの設置方法	

(6) 災害用設備の起動（非常用発電機起動）

現場統括は、道の駅の停電状況を確認し、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、発電機起動人員を選定する。

発電機起動人員は、現場統括の指示の下、発電機室にあるディーゼル発電機を起動し、各非常用コンセントを設置する。

表 19 災害用設備の起動（非常用発電機起動）における行動計画

業務名	2-6.非常用発電機の起動	
業務の概要	待機場所を維持するための電源確保	
目標時間	発電機の起動：停電確認後、20分以内に完了。	
責任者	現場統括	発電機起動人員
実施体制		(勤務スタッフから人選)
実施内容	【現場統括】 ①道の駅の停電状況を確認し、現場統括及び勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて発電機起動人員を選定する。	
	【発電機起動人員】 ディーゼル発電機の起動 ①停電確認後20分以内に発電機室のディーゼル発電機を起動する。 ②各非常用コンセントを設置し、利用可能にする。 ③避難者のスマートフォンの充電などに活用できる旨を周知する。 ④停電状況とその後の対応状況を初期被害チェックリスト（様式5）に記入し、現場統括へ提出する。	
場所	発電機室	トイレ裏の戸別棟
	非常用コンセント	トイレ棟前分電盤
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・初期被害チェックリスト（様式5） ・災害用設備配置図（様式7） ・非常用発電機の運転手順（マニュアル2） ・防災資機材点検記録簿（マニュアル3） 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機の定期的な動作点検、燃料点検、燃料交換 	
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機の使用方法 	

5-3-3 雪害等の一時待避場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布

(1) 待避 場所 の開設準備

発災直後、現場統括は、勤務スタッフに施設内の安否確認等と併せて待避場所の開設を指示する。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、発災直前もしくは直後に重要業務2-3の結果を踏まえ、災害の種類や施設内の状況を鑑みて施設が倒壊や物品の散乱などがなく安全が確認できた場合は待避場所を開設する。なお、建物が安全でないと判断される場合、二戸国道維持出張所と連携し駐車場等に待避場所の開設を行う。

表 20 待避場所の開設準備における行動計画

業務名	3-1.待避場所の開設準備		
業務の概要	地方自治体の地域防災計画で雪害等の一時待避場所等に位置づけられている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設を準備。		
目標時間	指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに実施。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<p>【災害対策本部】</p> <p>①発災直前もしくは直後に、災害対策本部は二戸国道維持出張所と連携し、対応を検討。</p> <p>②二戸国道維持出張所に防災資機材の使用許可を要請し、その旨について現場統括に連絡。</p> <p>【現場統括】</p> <p>①重要業務2-3の結果を踏まえ、災害の種類や施設内の状況から、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、屋内に待避場所開設を指示する。なお、建物が安全でないと判断される場合、二戸国道維持出張所と連携し、駐車場等に待避場所の開設を指示する。</p> <p>【勤務スタッフ】</p> <p>①-1：施設内が安全な場合 道路情報休憩施設の安全が確認できた場合は、待避場所として開設する。避難者が多数の場合は、石神の丘美術館アトリ棟も待避場所として開放する。</p> <p>①-2：施設内が安全でない場合 駐車場やイベント広場を待避場所として開設する。（カラーコーンを使用して、待避場所を明示）</p> <p>②現場統括に待避場所開設完了の報告を行う。</p>		
場所	待避場所 開設箇所	災害の種類や施設の被害状況に応じて以下のスペースを確保。 ・施設外（駐車場、イベント広場） ・施設内（道路情報休憩施設を開放、避難者多数の場合は石神の丘美術館アトリ棟も同様に開放。）	
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> 各部門担当エリア図（様式2） 災害用設備配置図（様式7） 		
課題	-		
訓練項目	・待避場所の必要備品などの管理、活用		

(2) 待避場所への誘導

現場統括は、待避場所開設の指示と併せて待避場所の誘導の指示を勤務スタッフに行う。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、道の駅全体を巡回し、目視により残存者の確認を行い、残存者を発見した場合は、待避場所へ誘導する。その後、現場統括へ待避場所への誘導完了の報告を行う。来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて車両規制を行う。

表 21 待避場所への誘導における行動計画

業務名	3-2.待避場所への誘導	
業務の概要	来訪者・従業員を速やかに待避場所に誘導。	
目標時間	重要業務3-1 が完了後直ちに誘導（目標時間：発災後 40 分以内に誘導完了）。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①待避場所開設の指示と併せて、待避場所の誘導を勤務スタッフに指示する。</p> <p>②周辺の避難所の運用状況を情報収集し、災害の規模に応じて、復旧が長引く場合は来訪者を近隣の指定避難所に誘導するように勤務スタッフに指示する。</p> <p>【勤務スタッフ】</p> <p>①施設内を巡回し、目視により残存者の確認を行い、「〇〇（待避場所開設場所）へ移動してください」と声かけをしながら、来訪者に待避場所（イベント広場等）への移動を周知する。</p> <p>②発災後40分以内に、待避場所への誘導を完了し、現場統括に報告する。</p> <p>③道の駅が停電している場合は、重要業務2-6 で起動した発電設備によるスマートフォン等の充電スペースを確保する。</p>	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体（産直施設・レストラン・加工施設・休憩施設・駐車場・石神の丘美術館等） （様式 2 を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを順回）
	待避場所	重要業務3-1 の待避場所開設箇所と連携
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> 各部門担当エリア図（様式 2） 避難誘導経路図（様式 3） 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 他の避難所の情報収集及び連携 来訪者と車両との接触防止対策 <p>⇒来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて駐車場における車両規制を行う。</p>	
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> 外国人来訪者への対応 	

(3) 災害用備蓄の搬出・避難者への配布

災害対策本部は、重要業務2-1の現場統括からの人的被害の状況報告を基に、災害用備蓄品の配布に関する意思決定を行って搬出し、現場統括に連絡を入れ配布を指示する。

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、備蓄配布人員を人選し、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。

備蓄配布人員は、現場統括の指示の下、食料や飲料水を台車などを使用して開設した待避場所へ運搬し、道の駅への避難者全員に配布する。配布後は現場統括に報告する。

現場統括は、搬出が完了したことを災害対策本部に報告する。

表 2.2 災害用備蓄の搬出、避難者への配布における行動計画

業務名	3-3.災害用備蓄の搬出、避難者への配布		
業務の概要	避難者への食料、飲料水等の配布		
目標時間	①災害対策本部の意思決定後、90分以内に備蓄配布人員を人選。 ②災害対策本部の意思決定後、120分以内に完了。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	備蓄配布人員 (勤務スタッフから人選)
実施内容	【災害対策本部】 ①重要業務2-1の現場統括からの人的被害の状況報告を基に、災害用備蓄品の配布に関する意思決定を行って60分以内に搬出する。 ②現場統括に連絡を入れ配布を指示する。		
	【現場統括】 ①勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、災害対策本部の意思決定後90分以内に備蓄配布人員を人選し、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。 ②配布完了を確認後、災害対策本部に報告する。		
	【備蓄配布人員】 ①災害対策本部から備蓄品搬入後60分以内に、台車などを使用して、開設した待避場所へ運搬し、道の駅全員に配布する。 ②配布完了後、現場統括へ報告する。		
場所	台車格納場所	ストックヤード	
関連様式	-		
課題	・配布備蓄が不足する場合 ⇒ 避難者、来訪者への配布備蓄が不足している場合はその旨を現場統括が災害対策本部に報告し、災害対策本部が調整する。		
訓練項目	-		

5-3-4 利用者や関係機関等への情報発信・共有

(1) 情報収集

現場統括は、「初期被害チェックリスト（様式5）」を基に、施設内の情報を収集する。また、災害対策本部並びに二戸国道維持出張所と連絡を取ることで、周辺避難所の開設状況や道路交通情報等について情報収集する。その後、避難者または道の駅来訪者に提供すべき情報を集約する。

災害対策本部は、道の駅での通信環境整備のため、00000JAPANの解放をNTT東日本(株)Wi-fiサポートセンターに要請する。00000JAPANの解放完了後、現場統括へ連絡する。

表 23 情報収集における行動計画

業務名	4-1.情報収集	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆 Wi-Fi の解放。	
目標時間	発災後、60 分以内に第一報を発信できるように、発災直後から適宜情報収集。120 分以内に 00000JAPAN の開放要請。	
責任者 実施体制	現場統括	災害対策本部
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①初期被害チェックリスト（様式5）を基に、施設内の情報を集約する。</p> <p>・情報収集例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人的被害状況 ○建物・設備の被害状況 ○ライフラインの被害状況 ○防災資機材等の起動状況 <p>②収集した情報を、速やかに災害対策本部及び二戸国道維持出張所と共有する。</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>①収集した情報を、現場統括と共有する。</p> <p>②00000JAPAN について NTT 東日本(株)Wi-fi サポートセンター（電話 0120-101-052）に開放を要請する。（災害時有線回線使用）</p>	
場所	-	-
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・初期被害チェックリスト（様式5） ・災害時の連絡先一覧（様式6） 	
課題	-	
訓練項目	-	

(2) 避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、情報発信人員を選出し、情報収集により得られた情報を道の駅避難者・来訪者に発信するよう指示する。

情報発信人員は、現場統括の指示の下、ホワイトボード、情報掲示板を活用して、情報収集により得られた周辺の状況や道路の通行止め状況、施設内の被害状況等の情報を避難者及び道の駅来訪者に提供する。また、道の駅避難者・来訪者と積極的にコミュニケーションを取り、意見や要望等を集約して、現場統括に報告する。

表 24 避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有における行動計画

業務名	4-2. 避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する 情報発信・共有。	
目標時間	発災後、120 分以内に第一報を完了。その後、都度最新情報を更新。	
責任者 実施体制	現場統括	情報発信人員 (勤務 スタッフから人選)
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、避難者または道の駅来訪者への 情報発信人員を選出し、情報収集で得られた情報の発信を指示する。</p> <p>【情報発信人員】</p> <p>①情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報、Wi-Fi の解放情報をホワイトボード、情報掲示板を活用し、避難者及び道の駅来訪者に提供する。</p> <p>・情報提供例（自主集約情報及び災害対策本部と共有した情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気象情報 ● 公共交通情報 ● 停電情報 ● 避難所開設情報 ● OOOOOJAPAN 開放情報 	
場所	情報提供場所	道路情報休憩施設
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期被害チェックリスト（様式 5） ・ 災害情報提供シート 	
課題	-	
訓練項目	・ 備品の把握	

(3) 関係各所への情報発信・共有

現場統括は、「初期被害チェックリスト（様式5）」をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者から得られた意見や要望等を災害対策本部に報告する。また、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、消防機関や電力会社、水道事業所等に適宜連絡し、応援を要請する。

災害対策本部は、現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況等を岩手県等に報告する。

表 25 関係各所への情報発信・共有 における行動計画

業務名	4-3.関係各所への情報発信・共有	
業務の概要	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請。	
目標時間	発災後 60分以内に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	災害対策本部
実施内容	【現場統括】 ①初期被害チェックリスト（様式 5）をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者からの意見や要望等を災害対策本部に報告する。 ②施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、消防機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、発災後 60 分以内に応援を要請する。	
	【災害対策本部】 ①現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況等を岩手県等に報告する。	
場所	-	-
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期被害チェックリスト（様式 5） ・ 災害時連絡先一覧（様式 6） 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の被災状況に応じた適切な応援要請 ・ 災害直後の通信不良 	
訓練項目	-	

5-3-5 緊急活動スペースの点検・確保

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をひまえ、スペース確保人員を選出し、緊急活動スペースを点検・確保するよう指示する。スペース確保人員は、点検・確保として駐車場等の被災状況を目視で確認し、現場統括に報告する。

災害対策本部から災害用活動車両用の駐車スペースとして、防災拠点自動車駐車場の開設の連絡等があった場合は、駐車場内の車両規制についての情報を道の駅来訪者に周知するため、スペース確保人員は、張り紙等や問い合わせ対応等を行う。

救援物資の中継・分配は状況に応じて屋内の空きスペースを活用して行う。

表 26 緊急活動スペースの確保における行動計画

業務名	5-1 緊急活動スペースの確保	
業務の概要	発災後に道路利用者や観光客が避難してくるほか、近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペース（※1）を点検・確保。なお、災害用活動車両の駐車スペースとして、災害対策本部が防災拠点自動車駐車場（※2）を開設する場合は、積極的に協力を行う。	
目標時間	■緊急活動スペースの点検・確保。 発災後30分以内に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	スペース確保人員 (勤務スタッフから人選) 災害対策本部
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①発災後30分以内に、勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、スペース確保人員を人選し、緊急活動スペースの点検・確保を行うように指示する。</p> <p>②災害対策本部より、防災拠点自動車駐車場の開設の連絡があった場合は、スペース確保人員に、一般車が駐車場の利用を制限されることを周知し、来訪者への情報発信を行うように指示する。</p> <p>③駐車場内の車両規制について、道の駅来訪者から問い合わせがあった場合は対応を行う。</p> <p>■緊急活動スペース 【スペース確保人員】</p> <p>①駐車場等を目視で確認し、緊急活動スペースとして活用するスペースの点検・確保を行う。</p> <p>②スペースの確保完了後、現場統括に報告する。</p> <p>■防災拠点自動車駐車場 【スペース確保人員・災害対策本部】</p> <p>①災害対策本部は標識やカラーコーン等を設置して、駐車場内の車両規制を行い、防災拠点自動車駐車場を確保する。</p> <p>②スペース確保人員は駐車場内の車両規制について、道の駅来訪者に周知するため、張り紙等により案内を行う。</p>	
場所	緊急活動スペース（※1）	第1駐車場大型車スペース北側
	防災拠点自動車駐車場（※2）	第1駐車場大型車スペース南側 (要請があった場合)
	救援物資の中継・分配スペース	イベント広場北側
	標識・カラーコーン格納場所	備品倉庫
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> 各部門担当エリア図（様式2） 災害用設備配置図（様式7） 	
課題	-	
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> 緊急活動スペース確保、防災拠点自動車駐車場（災害対策本部と連携）。 	

（※1）緊急活動スペースとは、防災倉庫の資機材を運搬することや、活用するために必要なスペースのことを指す。

（※2）防災拠点自動車駐車場は、協議により範囲を拡張する場合がある。

5-3-6 食料品等の早期販売再開

(1) 食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

現場統括は、岩手町ふるさと振興公社の管轄である店舗の在庫状況を確認する。「初期被害チェックリスト（様式5）」で情報集約した建物・設備の被災状況をもとに、住民や道路利用者への休憩機能（道の駅の主要機能のひとつ）の早期サービス復旧のため、食料品等の早期販売再開を目指し、災害対策本部と連携体制を構築する。二次被害の恐れや建物・設備の被害が大きい場合は補修を優先し、岩手町ふるさと振興公社の管轄である店舗の在庫から販売可能な商品を店外へ運び出し、屋根付きテント等の仮設販売所で食料・飲料等の早期販売を目指す。また、災害対策本部とも相談し、場合によっては無償提供も考慮に入れる。

災害対策本部は、店舗の在庫状況や建物・設備の被災状況について確認し、早期サービス復旧に向けた体制を構築する。場合によっては、自ら現地に出向いて状況を確認する。

表 27 食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

業務名	6-1.食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築	
業務の概要	二次被害の防止（建物・設備の被災状況の確認）結果を踏まえて、現場統括と災害対策本部間で連携を図り、サービスの早期復旧を行う体制を構築。	
目標時間	発災後3日以内に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	災害対策本部
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①現場統括は岩手町ふるさと振興公社の管轄である店舗の在庫状況を確認する。</p> <p>②初期被害チェックリスト（様式5）を基に、建物・設備の被災状況を確認し、発災後3日以内に食料品・飲料水等の販売再開に向けた連携体制を構築する。</p> <p>③建物・設備被害の大きい場合は、岩手町ふるさと振興公社の管轄である店舗の在庫から販売可能な商品を店外へ運び出し、屋根付きテント等の仮設販売所で早期販売を目指す。</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>①店舗の在庫状況、建物・設備の被災状況について確認する。場合によっては、自ら現地に出向いて状況を確認する。</p> <p>②発災後3日以内に、現場統括と連携し、早期サービス復旧に向けた体制を構築する。</p> <p>③仮設販売所の設置が必要となる場合は、テント等を貸し出す等の連携を図る。</p>	
場所	仮設販売所設置箇所	イベント広場
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・初期 被害チェックリスト（様式5） ・商品ごとの供給会社と連絡先リスト（様式8） 	
課題	・建物、設備被害の大きい場合は、仮設販売所等の設置による営業再開を検討	
訓練項目	-	

(2) 建物・設備の修理等手配

現場統括は、保険会社に被災状況を連絡し補償対応等の手続きを行うとともに、建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡し、復旧・復興に係る業務が本格化する時期（概ね2週間以内）までには、店内での通常販売再開を行う体制を構築する。

災害対策本部は、岩手県及び取引銀行に被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等に係る復興補助金等の調整を行う。

表28 建物・設備の修理手配における行動計画

業務名	6-2.建物・設備の修理手配	
業務の概要	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡。 岩手県や銀行、保険会社へ被災状況を連絡。	
目標時間	発災後3日以内に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	災害対策本部
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①発災後3日以内に、被害チェックリスト（様式5）を基に、必要に応じ修理依頼先に連絡を行う。</p> <p>②発災後、概ね2週間以内に、通常販売を再開できるように体制を構築する。</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>①発災後3日以内に、被害チェックリスト（様式5）を基に、岩手県及び取引銀行に建物や設備の被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等に係る復興補助金等の調整を行う。</p>	
場所	-	-
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・被害チェックリスト（様式5） ・災害時連絡先一覧（様式6） 	
課題	-	
訓練項目	-	

5-3-7 感染症の予防や拡大防止対策

現場統括は、勤務スタッフに対して、施設における感染症の予防や拡大防止対策を行うように指示する。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、従業員や来訪者の体調確認（検温等）や衛生管理（うがい、手洗い、消毒、マスク着用、咳エチケット等）の徹底、ソーシャルディスタンスの確保を行う。また、施設内の消毒や換気、消毒液や飛沫防止シートの設置を行うなど感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

感染症への感染が疑われる体調不良者が発生した場合、勤務スタッフは、当該体調不良者に対して速やかに医療機関への受診を誘導するとともに、現場統括に報告する。また、感染が疑われる者が使用した場所や接触した場所を消毒し、クラスターが発生しないように努める。さらに、感染が疑われる勤務スタッフには行政の通達に準じて受診等を行わせる。

表29 感染症の予防や拡大防止対策における行動計画

業務名	7-1.感染症の予防や拡大防止対策	
業務の概要	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底。 感染疑い者（※）発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施。	
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ■感染症の予防や拡大防止対策の実施。 感染症流行期に定期的に実施。 ■感染疑い者の速やかな受診、および、接触場所と接触者の確認。 感染疑い者発生時、速やかに開始。 ■施設内の消毒。 感染疑い者発生時、速やかに開始。 	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	<p>【現場統括】</p> <p>①感染症流行期、勤務スタッフに対して感染症対策の実施を指示する。 ②勤務スタッフから 感染者または感染疑い者の報告を受け、勤務スタッフの健康状態を確認し、消毒場所の選定および消毒実施を指示する。 ③施設内でクラスターが発生した場合、必要に応じて救急救助を要請する。</p> <p>【勤務スタッフ】</p> <p>①現場統括からの指示に応じ、施設内の消毒や消毒液等の設置、三密防止や換気を実施する。感染症流行期には従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ②感染流行期には、従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ③感染疑い者が発生した場合は、速やかに医療機関への受診を誘導し、現場統括へ報告する。 ④感染者または感染疑い者が使用した場所や触れた場所の消毒を実施する。 ⑤感染が疑われる勤務スタッフは、必要に応じて検査を受診する。</p>	
場所	消毒液設置箇所	各施設入り口に常設並びに持出用を倉庫に準備
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員緊急時連絡網（様式 1） ・各部門担当エリア図（様式 2） 	
課題	-	
訓練項目	-	

※「感染疑い者」とは、「感染症への感染を疑われる体調不良者」を示す。

6 持続的な改善に向けた取組

6-1 定期訓練

災害発生時に、重要業務が迅速かつ円滑に実施できるよう、定期的に訓練を実施するものとする。

定期訓練は、本BCPに基づいて、実際に安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の業務を実施する実動訓練とする。

定期訓練に際しては、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新したうえで実施する。以下に道の駅BCPの運用体制を踏まえた定期訓練の例を示す。

表 30 道の駅BCPの運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
【支援連携の定期訓練】 「道の駅」管理者・設置者と道路管理者が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅」管理者・設置者、道路管理者で有する防災資機材の起動・操作訓練 ・情報伝達訓練（内外連絡確認）等
【行動連携の定期訓練】 「道の駅」管理者・設置者と社会インフラ機関、警察や消防等が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難、消防訓練 ・情報伝達訓練（内外連絡確認） ・支援や活動スペース確保等の行動計画訓練等
【道の駅従業員の定期訓練】 「道の駅」管理者・設置者と勤務スタッフが行う災害発生時を想定した重要業務の実施訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象としたBCP研修・確認 ・参集訓練 ・管理運営者が有する防災資機材の起動、操作訓練 ・安否確認等の行動計画訓練等

訓練実施時は意見交換等を実施し、問題点等の洗い出しを行い本BCPの改善に取り組む。

また、当道の駅が被災すると想定されるような大規模災害が発生した場合は、道の駅BCPを発動させず、迅速に道の駅から避難する必要がある。その際、道の駅勤務スタッフと災害対策本部が連携し、来訪者を安全な避難所へ円滑に誘導するための避難訓練についても定期的に実施する。

6-2 災害発生に備えた平常時の実施項目

当道の駅が、雪害等の災害が発生した際に、迅速・円滑に重要業務を遂行し、一時待避場所としての機能を速やかに発揮できるように、平常時から準備を整える必要がある。そのため、重要業務の遂行に必要となる防災資機材を、災害発生時、正常に使えるようにするために定期的なメンテナンスを行う。防災資機材点検記録簿（マニュアル3）を活用しながら、防災資機材の起動上の問題点の点検や燃料、バッテリー残量の確認・補充、トイレットペーパーやガソリン等の消耗品のローリングストック等を定期的に行うものとする。また、防災資機材は夏期と冬期で資機材の入れ替えを行う等、弾力的な運用を行う。

【災害発生に備えた平常時の実施項目】

- ・道の駅関係者間の連携強化、災害対応スキルの醸成、資機材の使用方法の確認等を目的とした定期的な訓練の実施（6-1）。
- ・点検記録簿を活用した防災資機材の定期的なメンテナンス、ローリングストックの実施。
- ・雪害等に対応した夏期、冬期での資機材の入れ替え。 等

6-3 BCP の定期的な見直し

道の駅BCPの継続的推進を図るためには、計画策定時で終わりとするのではなく、計画としての実行性を高めていくため継続的に取り組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の変更又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえた新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。

6-4 その他

本BCPについて、毎年度の訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。また、想定されるハザードを設定した具体の重要業務の追加にも取り組むものとする。

7 巻末資料

【参考資料】

- ・（参考1）道の駅「石神の丘」近隣の避難所リスト

【BCP策定シート】

- ・策定シート表紙
- ・策定シート（様式1）従業員緊急時連絡網
- ・策定シート（様式2）各部門担当エリア図
- ・策定シート（様式3）避難誘導経路図
- ・策定シート（様式4）消火機材設置箇所図
- ・策定シート（様式5）初期被害チェックリスト
- ・策定シート（様式5付図）初期被害チェックリスト（状況記録図）
- ・策定シート（様式6）災害時の連絡先一覧
- ・策定シート（様式7）災害用設備配置図
- ・策定シート（様式8）商品ごとの供給会社と連絡先リスト

【防災資機材マニュアル】

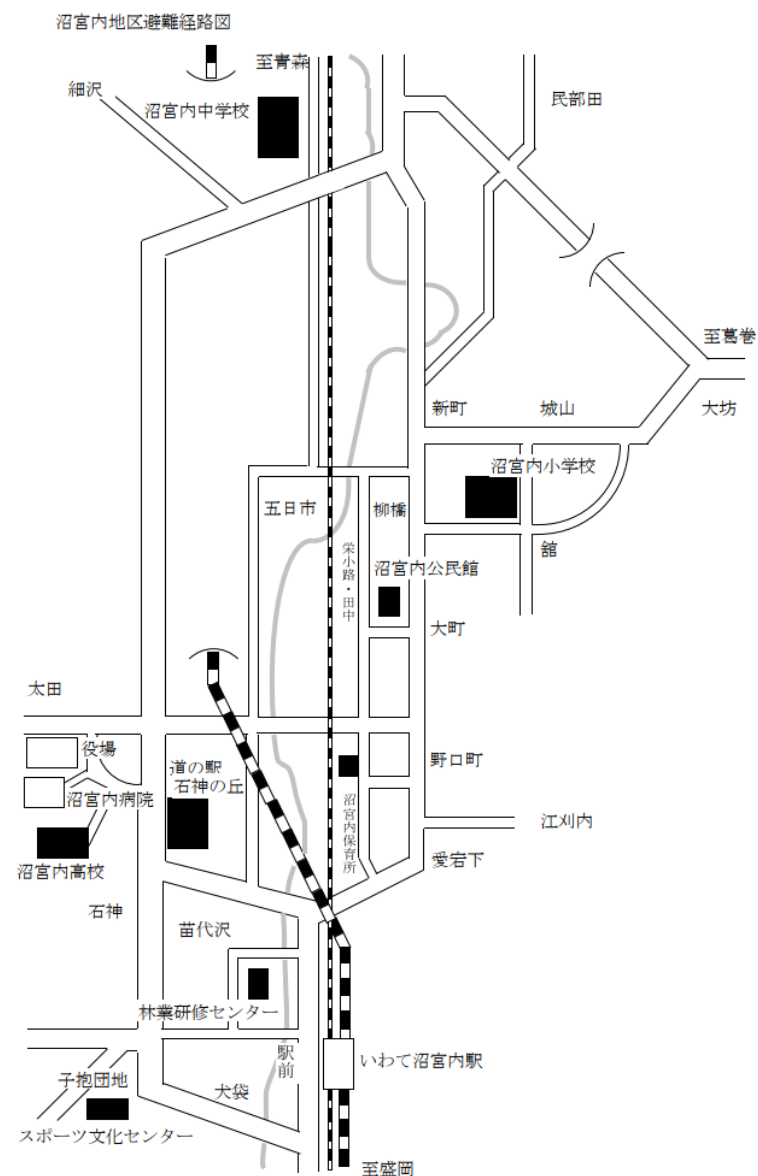
- ・（マニュアル1）消火器材使用手順
- ・（マニュアル2）防災資機材点検記録簿

(参考1) 道の駅「石神の丘」近隣の避難所リスト

指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

(令和4年4月1日現在)

地区	避難所名	避難所想定収容人数(人)	電話	対象地区
水堀	旧水堀小学校	90	(62)8222	前ヶ沢、吉谷地、御堂新田、御堂、小山沢、朽木林、北上、水堀、尾呂部、上横沢、下横沢、川原木、箕ノ口、豊岡
	水堀いきがい交流センター	20	(62)8400	
沼宮内	沼宮内小学校	150	(62)2262	大坊、城山、新町、柳橋、館
	沼宮内中学校	120	(62)2504	上五日市、下五日市、民部田、細沢
	沼宮内公民館	110	(62)2503	柴小路・田中、上大町、下大町
	沼宮内保育所	40	(62)2364	上野口町、下野口町
	道の駅石神の丘	20	(61)1600	
	沼宮内高校	110	(62)2388	石神、太田、上受宕下、新受宕下、下受宕下、江刈内、上苗代沢、下苗代沢1、下苗代沢2、駅前、犬袋、子抱団地
	岩手町スポーツ文化センター	240	(62)4835	
久保	旧久保小学校	90	(62)2563	横田、半在家、久保・落合
	久保公民館	20	(62)2686	
一方井	浮島公民館	80	(62)2210	上浮島、下浮島
	一方井小学校	90	(62)2657	新田、土川、一方井、大森、中田、上黒内、下黒内、薬木田、今松、上鷗沢、下鷗沢、黒石、大股
	一方井公民館	50	(62)2015	
	一方井健康センター	80	(62)4952	
川口	川口小学校	120	(65)2004	
	川口公民館	20	(65)2001	
	川口社会体育館	110	(65)2001	
	川口保育所	80	(65)2131	
	川口公民館別館	30	(65)3080	
岩瀬張・北山形	岩瀬張地区体育館	70	(62)9159	岩瀬張、曲り
	北山形公民館	80	(62)9157	白袴・日の神子・一本柳、膝突・薬ノ木・下屋敷、大金沢・小金沢・万部・落葉・相直瀬、大平
	旧北山形小学校	80	(62)9152	
	旧東部中学校	90	(62)9222	
南山形	南山形公民館	100	(62)9150	



道の駅

「石神の丘」

BCP

策定者

株式会社岩手町ふるさと振興公社

岩手町

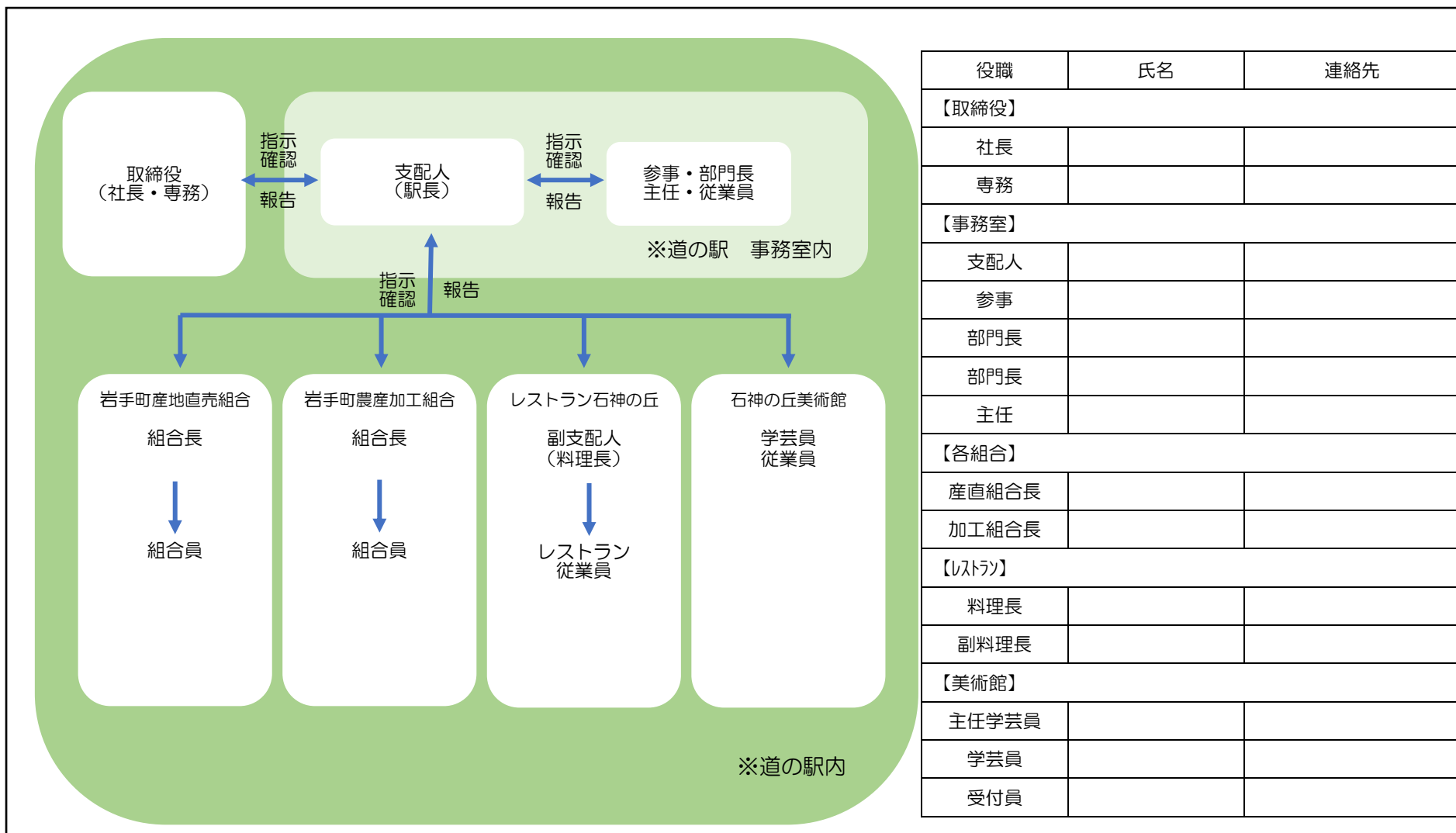
国土交通省岩手河川国道事務所二戸国道維持出張所

策定年月

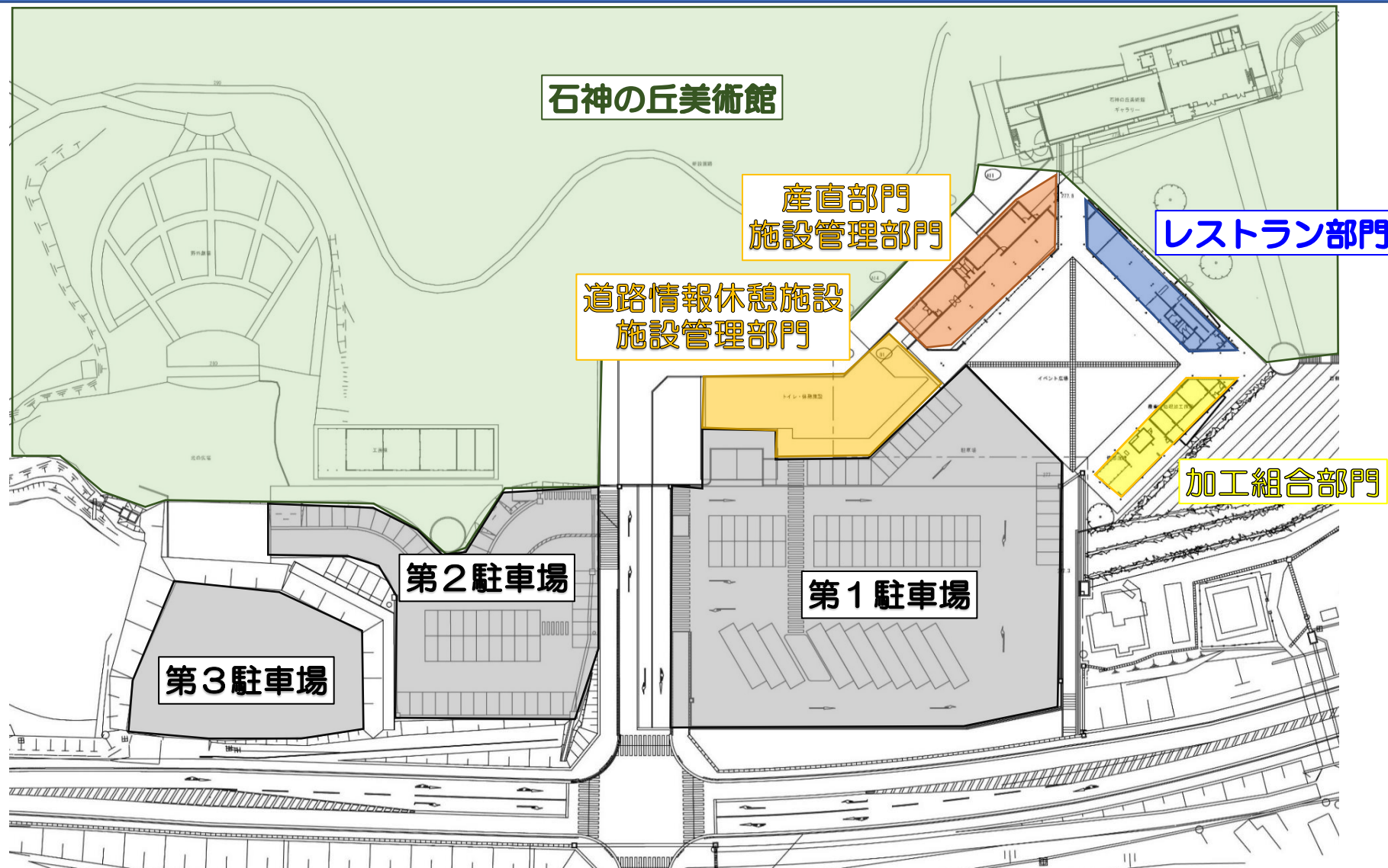
令和7年3月

更新日	更新内容

(様式1) 従業員緊急時連絡網



(様式2) 各部門担当エリア図

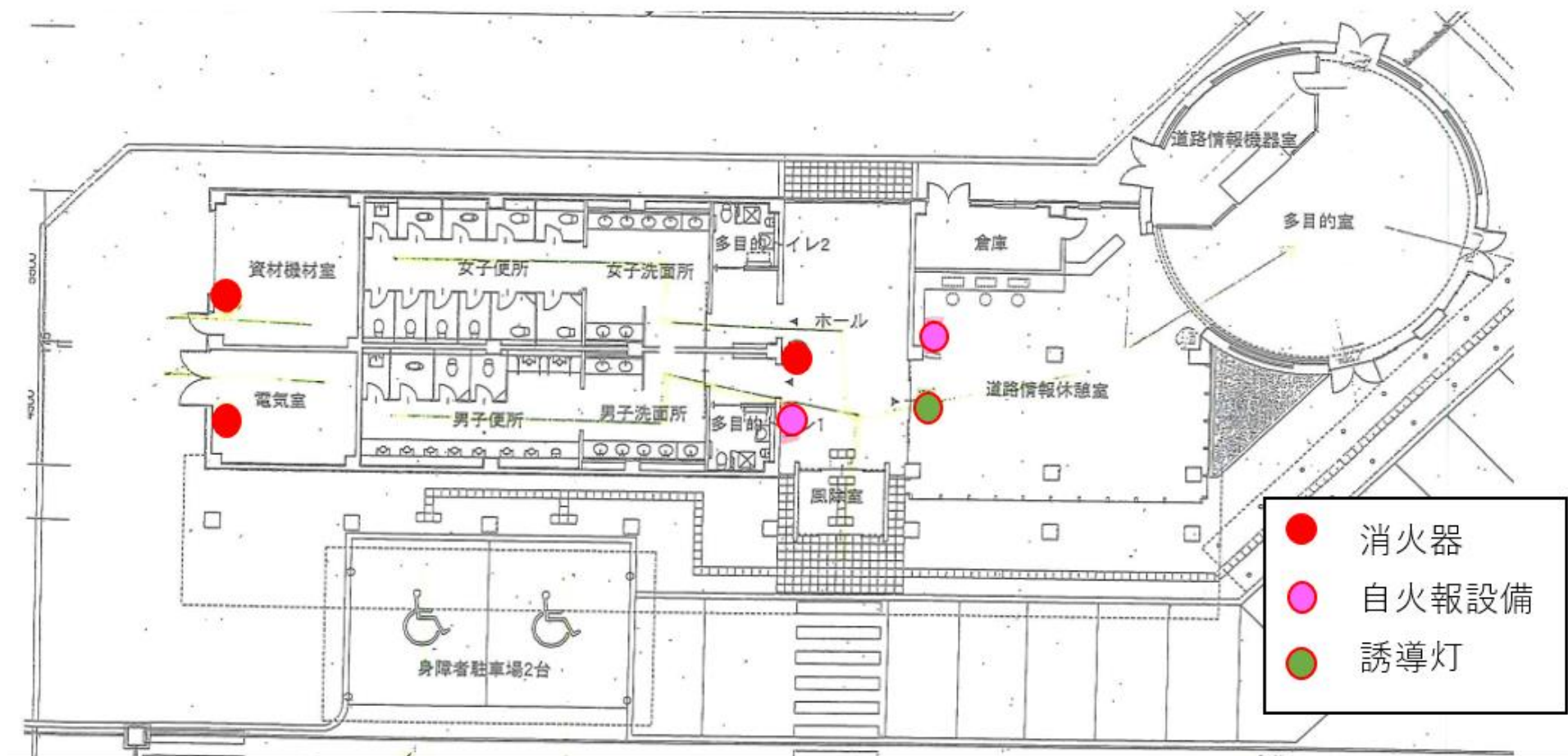


(様式3) 避難誘導経路図



(様式4) 消火機材設置箇所図

▼ 消火機材設置箇所

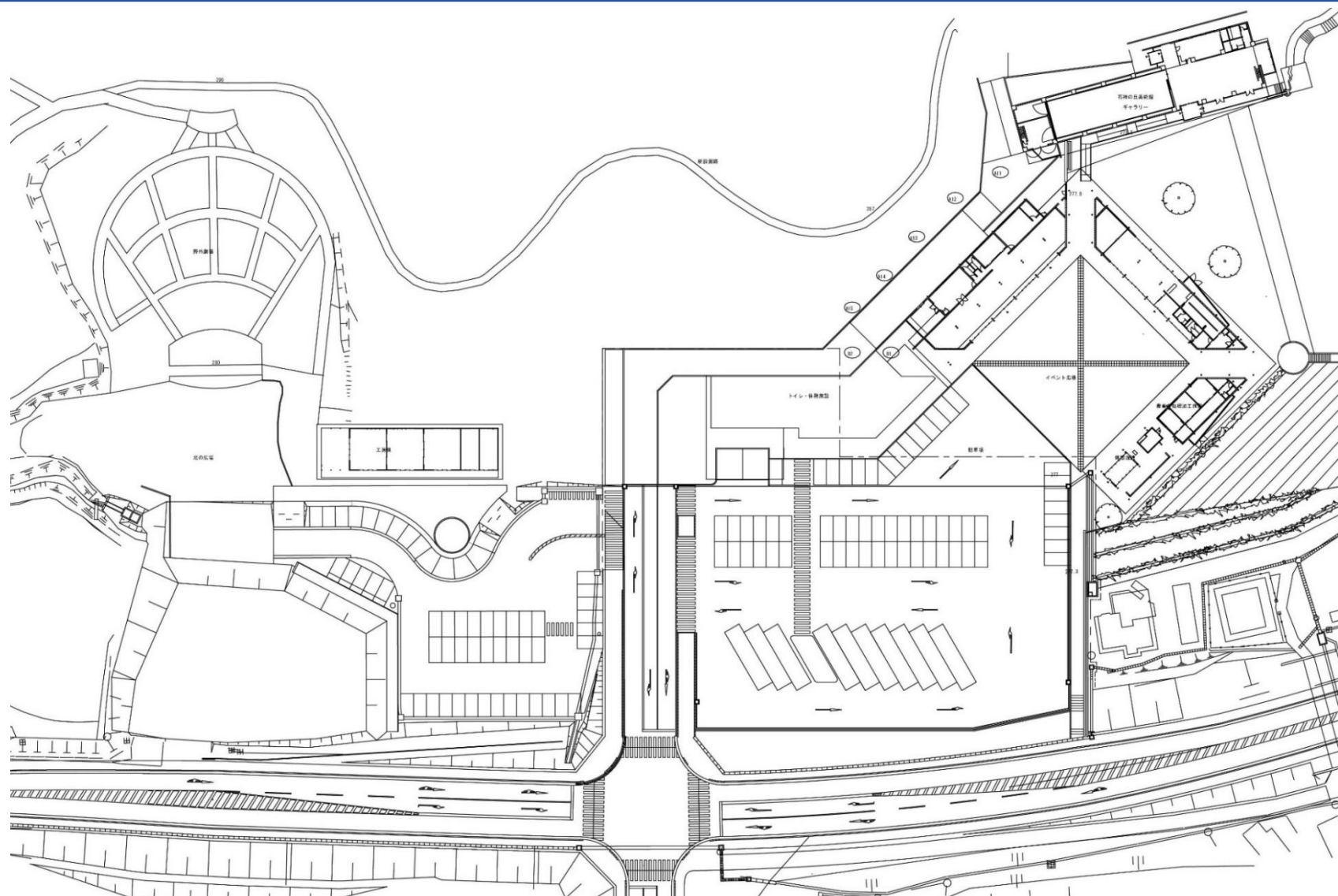


(様式5) 初期被害チェックリスト

				年 月 日 () 時 分									
確認・点検項目	分担	被害		被害概要	氏名	災害本部	施設管理部門	産直部門	加工組合部門	レストラン	美術館		
		無	有										
人的被害	従業員	施設管理部門			・出勤者 (名) うち、安否未確認 (名) ・非出勤者 (名) うち、安否未確認 (名) ・うち、負傷者 (名) (負傷箇所・どこをどのように：) 応急処置：□未 □済 救急車要請：□未 □済 (負傷箇所・どこをどのように：) 応急処置：□未 □済 救急車要請：□未 □済 (負傷箇所・どこをどのように：) 応急処置：□未 □済 救急車要請：□未 □済 ・その他状況 ()								
		産直部門											
		加工組合部門											
		レストラン部門											
		美術館											
	来訪客他	施設管理部門			・来訪者 (約 名) ・うち、負傷者 (名) (負傷箇所・どこをどのように：) 応急処置：□未 □済 救急車要請：□未 □済 (負傷箇所・どこをどのように：) 応急処置：□未 □済 救急車要請：□未 □済 (負傷箇所・どこをどのように：) 応急処置：□未 □済 救急車要請：□未 □済 ・その他状況 ()								
		産直部門											
		加工組合部門											
		レストラン部門											
		美術館											
設備被害	建物点検	担当エリア			<input type="checkbox"/> 建物全体 (倒壊 ・ 傾斜) <input type="checkbox"/> 屋根・天井 (破損 ・ ひび割れ) <input type="checkbox"/> 壁面 (破損 ・ ひび割れ) <input type="checkbox"/> 扉・窓 (破損 ・ 開閉不可) <input type="checkbox"/> その他状況 ()								
	トイレ利用禁止 トイレ利用可否	※発災直後は、トイレの使用を一旦、使用禁止とし、点検後利用可否判断を行うこと (2次的被害防止)											
		施設管理部門			<input type="checkbox"/> 便器使用不可 (便器破損 ・ 通水不良) → (男性側： 基 女性側： 基 バリアフリー側 基) <input type="checkbox"/> 洗面台使用不可 (便器破損 ・ 通水不良) → (男性側： 基 女性側： 基 バリアフリー側 基)								
		レストラン部門			<input type="checkbox"/> 洗面台使用不可 (便器破損 ・ 通水不良) → (男性側： 基 女性側： 基 バリアフリー側 基) <input type="checkbox"/> その他状況 ()								
	駐車場	施設管理部門			<input type="checkbox"/> 陥没 ・ ひび割れ (具体箇所：) <input type="checkbox"/> 道路照明等 (具体箇所：) <input type="checkbox"/> その他状況 ()								
	電気	担当エリア			<input type="checkbox"/> 事務室・産直施設停電 <input type="checkbox"/> 道路情報休憩施設停電 <input type="checkbox"/> レストラン停電 <input type="checkbox"/> 加工施設停電 <input type="checkbox"/> 美術館展示場停電 <input type="checkbox"/> 美術館アトリエ棟停電 <input type="checkbox"/> その他状況 ()								
	ガス元栓閉鎖	※発災直後は、ガスの元栓を閉鎖すること (2次的被害防止)											
	ガス供給有無	施設管理部門			<input type="checkbox"/> ガス漏れ (具体場所：) <input type="checkbox"/> ガス供給停止 (具体場所：) <input type="checkbox"/> その他状況 ()								
		レストラン部門			<input type="checkbox"/> その他状況 ()								
上水道	施設管理部門			<input type="checkbox"/> 断水 (具体場所：) <input type="checkbox"/> 漏水 (具体場所：) <input type="checkbox"/> その他状況 ()									
	レストラン部門			<input type="checkbox"/> その他状況 ()									
通信	施設管理部門			<input type="checkbox"/> 固定電話不通 <input type="checkbox"/> 携帯電話不通 <input type="checkbox"/> 公衆電話不通 <input type="checkbox"/> その他状況 ()									

※被災状況の記録については、裏の図面も活用する

(様式5付図) 初期被害チェックリスト (状況記録図)

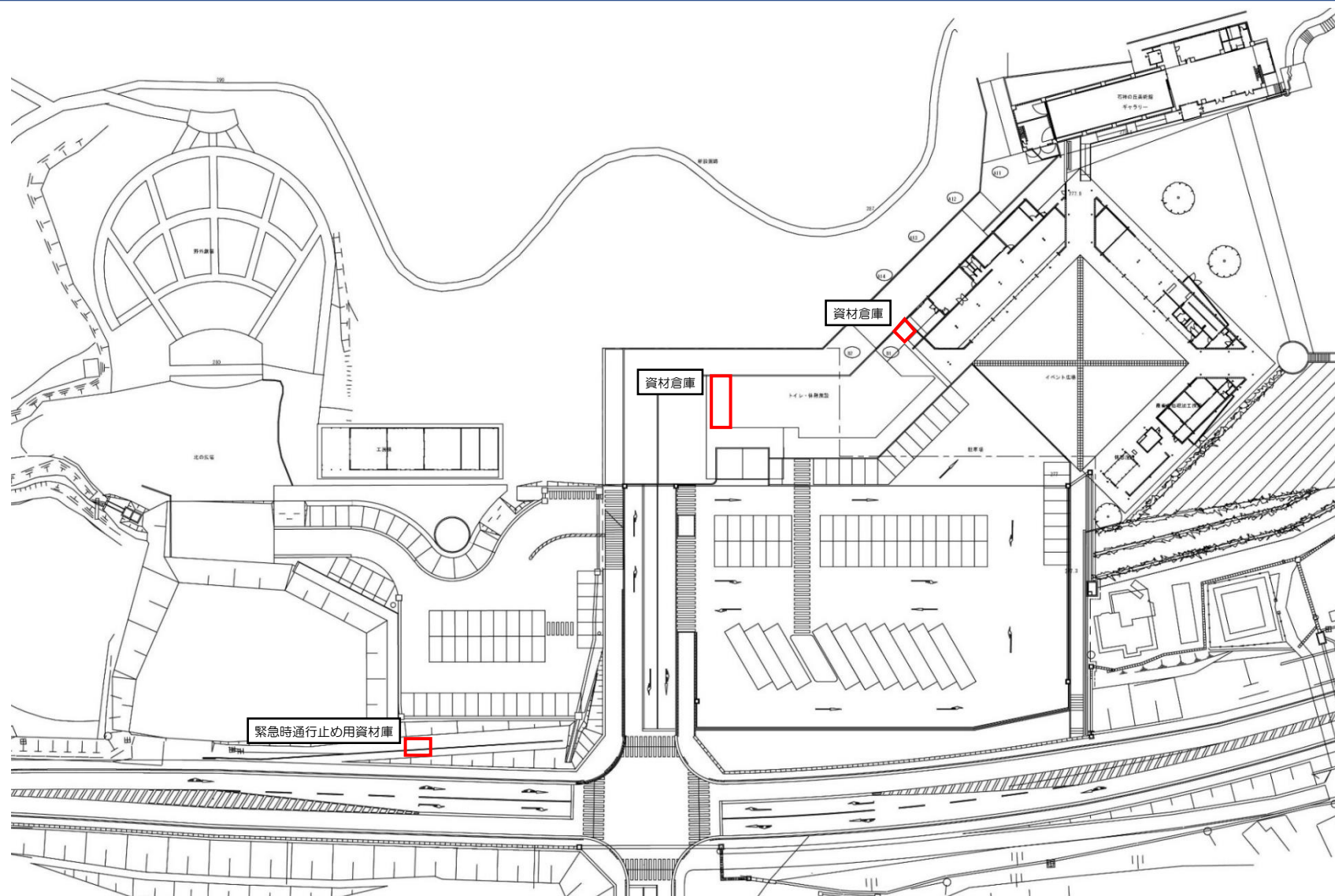


(様式6) 災害時の連絡先一覧

組織名	窓口	住所	電話番号
岩手町ふるさと振興公社			
岩手町			
二戸国道維持出張所			
岩手県			
消防(119)			
盛岡中央消防署岩手分署			
警察(110)			
岩手県警岩手警察署			
病院			
岩手県立中央病院附属 沼宮内地域診療センター			
電力会社			
東北電力ネットワーク岩手支社			
電話・通信会社			
NTT 東日本盛岡支社			
ガス会社			
(株)宮崎商店			
取引会社(ガス保守)			
NTT ネットワーク保安センター			
取引会社()			
取引会社()			
取引会社()			
取引会社()			
取引会社()			
取引会社()			



(様式7) 災害用設備配置図



(様式8) 商品ごとの供給会社と連絡先リスト

商品名	組織名	窓口担当	電話番号	緊急連絡先	住所	備考（代替調達先）
(都度追録)						

(マニュアル1) 消火器材使用手順

◆消火器の使い方

1. 火元近くまで消火器を運ぶ



2. 安全栓を抜く



3. ホースを外す



4. ホースを火元に向ける



5. レバーを強く握る



6. 煙に惑わされない



- できるだけ3～4mまで近づいて放射しましょう。
- 屋外の火災のときは、風上から放射しましょう。
- 粉末消火器の場合、消火薬剤が燃焼物の中へ浸透しませんので、消火器使用後十分に水をかけて燃焼物の中に残る火種を完全に消化しましょう。
(電気火災を除く)

※一般財団法人日本消防設備安全センター名古屋事務所の資料抜粋

(マニュアル2) 防災資機材点検記録簿

資機材名	保管場所	稼働状態	使用場所	必要消耗品・燃料	備考(調達先等)
発電機(ヤマハ) 1台	倉庫	良好・不良		ガソリン(携行缶)	6か月毎始動点検
簡単テント(タープ) 8張	倉庫	良好・不良			